

## 協力雇用主による対象者の雇用について

機構では、平成 27 年度から法務省の更生保護就労支援事業を受託し、静岡県更生保護就労支援事業所（以下「事業所」という。）を設置して、対象者の就職活動支援業務及び職場定着支援業務に取り組んでいます。

事業所の行う就労支援は、静岡保護観察所からの依頼に基づき、対象者の同意を得て実施します。

対象者が協力雇用主のもとで就労を希望したとき、事業所は、地区協力雇用主会と連携し、求職希望と求人内容のマッチングを行い、雇用につなげます。就職した対象者に対しては、就労が継続するよう支援を行います。

\* 対象者… 就労支援の対象は、「保護観察対象者」及び「更生緊急保護対象者」です。

## 協力雇用主に対する支援制度

### 就労奨励金制度、トライアル雇用、雇用奨励金制度

協力雇用主による対象者の雇用を支援するため、奨励金等を支給する制度です。

区分	制度の名称（取扱窓口）	制度の概要
法務省	就労奨励金制度 （静岡保護観察所）	協力雇用主が保護観察所から依頼を受けて支援対象者を雇用したとき、就労支援の区分に基づき、支援対象者の出勤状況等による支給割合を乗じた額を支給
厚生労働省	トライアル雇用 （ハローワーク）	就労経験がない職業に就く場合、離職している期間が 1 年を超えている場合などで、本人が希望し、その支援対象者を雇用した場合に、3 か月を限度に月額 4 万円を支給
県機構	雇用奨励金制度 （静岡県就労支援事業者機構）	1 人の雇用につき 3 か月を限度に月額 2 万円を支給するほか、資格取得の費用などを助成

※トライアル雇用助成金と就労奨励金、雇用奨励金は、重複支給できません。

<国の就労奨励金と機構の雇用奨励金の支給額>

区分		1～3月	4～6月	9月経過	12月経過	最大
(国) 就労奨励金	刑務所等在所中から支援	月 8 万円	月 8 万円	12 万円	12 万円	72 万円
	その他の雇用	月 2 万円	月 4 万円	12 万円	12 万円	42 万円
(県機構) 雇用奨励金	対象者の雇用	月 2 万円				6 万円
	資格取得の経費（支援対象者に就労に必要な資格を取得させた場合）					5 万円
	面接旅費（支援対象者の採用面接のため刑務所、少年院に赴いた場合）					交通実費

注 1 上記の奨励金は、勤務日数等により支給額が調整されます。

注 2 機構の雇用奨励金(対象者の雇用)は、国の就労奨励金の「その他の雇用」と併せて支給されます。

### 身元保証支援事業

雇用した対象者により被った損害の一部を見舞金として保証する制度です。身元保証人のいない対象者が申請します。協力雇用主は、損害を被ったとき静岡保護観察所に連絡します。

区分	制度の名称（取扱窓口）	制度の概要
法務省	身元保証支援事業 （全国就労支援事業者機構）	支援対象者（被保証者）により雇用主が被った損害のうち、一定の条件を満たすものについて、類型ごとの上限額の範囲で見舞金が支払われる。累計額の上限は 200 万円

### 研修会の開催等

機構では、地区協力雇用主会が開催する研修会への助成も行っています。

※ 協力雇用主の登録・入会などのお問合せは、**静岡県就労支援事業者機構**にお願いします。

〒420-0853 静岡市葵区追手町 10 番 218-2 号 新中町ビル 2 階 TEL/FAX 054-251-8638

E-mail/secretariat@siensha-kiko.shizuoka.jp

URL/https://www.siensha-kiko.shizuoka.jp/